

プランの策定期限は、プランと医療計画が整合するよう、次期医療計画にあわせてR5年度内とされている。一方で経営計画は、検討時間を確保するため、保健医療計画策定の翌年度に策定してきた経緯がある。

このため、プランの検討は、次期保健医療計画と並行して行うが、経営計画にプランとして盛り込む時期は、保健医療計画の作業進捗を踏まえて今後検討する。(R5年度内には、一定の対応が必要)

